



TAX NEWS

第2号



今回の一文字

中小・中堅企業のM&Aについて (所長:奥村隆志)

現在、中小・中堅企業の社長の平均年齢が60歳を超えてきたそうです。ここ最近、一貫して上昇しており、多くの中小・中堅企業において、いよいよ事業承継の問題が切実なものとなってきています。

中小・中堅企業の事業承継方法としては、①子供への承継 ②従業員への承継 ③M&Aによる譲渡が考えられます。

子供への承継ができれば、最もスムーズなのですが、子供が東京などで大企業に就職し、結婚をすると地元へ帰ることが困難になり、なかなか子供への承継もうまくいかないケースも多いと思われます。

従業員への承継は、事業意欲の高い従業員がいれば経営者としては適格者かもしれませんが、問題となるのは株式の承継です。中小・中堅企業にとって、オーナー兼社長でないとスムーズな意思決定が困難となり、会社運営が立ち行かなくなる懸念があります。後継従業員が株式を買い受けることは、一サラリーマンとしては極めて困難です。

そのような中で、中小・中堅企業においても、M&Aによる事業承継が注目されてきています。買い手のニーズとしては、企業を取り巻く環境が急速に変化するなか、新たな事業分野に進出するには時間とリスクがかかりすぎるため、そのような分野に強みを持つ他社を買収することで、一気に課題を解決しようというものです。一方、売り手としては、事業承継問題が解決する、雇用の維持が図れる、創業者利潤が確保できるなどの利点があります。

当法人においても、昨年、中小・中堅企業のM&Aの仲介実績第1位の(株)日本M&Aセンターと業務提携を行い、顧問先様の事業譲渡、事業譲受のニーズにいち早く対応できる体制を構築しました。現在も、数件の顧問先様の具体的な事業承継案件の業務を進行中です。

顧問先様におかれましても、事業承継や新分野への進出などでM&Aにご興味がおありでしたら、一度ご説明をさせていただきますので、どうぞお気軽にお声かけください。

今回の一文字【凜(りん)】 (吉田和都子)

「りん」この音の響きも含め、いつからか好きな文字です。改めて、辞書で調べると、態度や気持ちが引き締まっている。きちんとしている。きりっとしているという意味でした。

自分の考えをしっかりと持ち、「ぶれない自分」でいたいと常々思っていました。本来の文字の意味を知れば、なりたい自分の基本だなどより一層この文字が好きになりました。まだまだ到達できていませんが、きっといつかは凜とした人になれるように日々を過ごそうと思います。

復興特別法人税・所得税の創設 (鳥居幸雄)

復興特別法人税は、平成24年4月1日から施行されました。

この制度は、法人の各事業年度の所得の金額に対する法人税の額に10%の税率を乗じたものを法人税と合わせて申告納付することとされています。課税事業年度は、平成24年4月1日以降、最初に開始する開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間とされています。

たとえば 3月31日決算法人は、平成24年4月1日から平成27年3月31日

9月30日決算法人は、平成24年10月1日から平成27年9月30日 となります。

復興特別所得税は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について、源泉所得税を徴収する際に併せて源泉徴収しなければなりません。

$$\text{合計税率} = \text{所得税率} \times 102.1\%$$

例) 講演料として200,000円を支払う場合

$$200,000\text{円} \times \text{合計税率}10.21\% (10\% \times 102.1\%) = 20,420\text{円} (\text{源泉徴収税額})$$

但し、平成24年12月分の支払が平成25年1月1日以後になったとしても、復興特別所得税を源泉徴収する必要はありません。

毎月の給与等も平成25年1月分以後は 支払う給与等から源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額は「源泉徴収税額表」に当てはめて算出していただくことになります。



編集後記

ついこの間まで暑い日が続いていたと思ったら、過ごしやすい秋はあっという間に過ぎてしまい、滋賀県内でも北の方では雪便りも聞かれるようになりました。所内のメンバーでももう自動車のタイヤをスタットレスに変えたという人もいます。寒くなると会計事務所は忙しくなります。年末調整、確定申告に向けて頑張っていきます。



<TAX NEWS No2> 税理士法人 北村・奥村事務所 発行
〒520-2144 滋賀県大津市大萱1丁目17番5号本郷第2ビル5F
Tel : 077-543-0881 Fax : 077-543-2432
URL : <http://www.kitamura-okumura.com>
E-mail : admin@kitamura-okumura.com

